

## 県外医学生病院見学等助成事業Q&A

項目	質問	回答
貸与対象者	要綱第2条に定義される既卒生とは、具体的にどのような人を想定していますか。	国試浪人や国試合格後の臨床研修先が決まっていない者、また、医師免許を取得した後、臨床研修を受けずに医師以外の道に進んだが、再度医師の道を志し、臨床研修を受けようとする者など。
貸与対象者	助成対象者に年齢制限はありますか。	年齢による制限は設けておりません。要綱第2条の規定に合致する方であれば、助成対象となります。
貸与対象者	要綱第3条の自治体又は病院等から修学資金の貸与を受けること等により、県外の臨床研修病院に就業することが条件づけられている医学生及び既卒生とは、どのような者を指しますか。	県外大学の地域枠や地元枠のほか、県外での勤務が義務付けられている医学生及び既卒生を指します。なお、群馬県内の病院での勤務を義務づけられている県外医学生については、助成の対象となります。(群馬県医学生修学資金や群馬県地域枠など。)
貸与対象者	県外医学部に在籍していれば、群馬県出身者以外でも支給対象となりますか。	県外の医学部に在籍している学生の見学や受験機会の拡大を目的としているため、群馬県出身者以外の方でもご利用いただけます。
助成金の支給要件	県内の臨床研修病院を1カ所でも見学又は受験すれば交通費は支給されますか。	1カ所でも支給対象となります。
助成金の支給要件	見学又は受験に当たり、何回まで支給の対象になりますか。	4月～9月、10月～3月の間、各1回分の交通費の支給が上限となります。年2回までの支給上限となりますが、上期又は下期の同時期に2回以上の病院見学等を行ったとしても、1回分の支給となります。
助成金の支給要件	見学又は受験後に申請すれば、必ず支給されますか。	県の予算の範囲内で、申請の受付順に支給いたしますが、予算の上限に達した段階で終了となる場合がありますので、ご了承ください。なお、見学又は受験が終了してから90日以上若しくは当該年度の3月末を過ぎると申請できなくなるのでご注意ください。
申請	どのように申請をすればよいですか。	県HPをご確認のうえ必要書類をご準備いただき、申請フォームからオンライン申請してください。申請フォームは、県HP(「群馬県 病院見学助成」で検索)又は見学・受験先の病院から配布されたチラシに記載の2次元コードから確認できます。また、申請方法の詳細については、県HPに掲載の「オンライン申請の手引」に記載されております。 ※令和8年6月30日までは、申請書兼実績報告書を医務課医師確保対策室あて郵送。
申請	申請が完了したかどうか確認したいのですが、どうすればよいですか。	LoGoフォーム(オンライン申請フォームのことです。)上で申請が完了すると、申請者に手続きが完了したことを示す通知が届きます。通知の有無によって、申請が完了しているかどうかを確認することができます。なお、通知が届いても、申請内容や提出書類に不備がある場合は、県から再度ご連絡を差し上げる場合がございます。
申請	オンライン申請フォームに誤った情報を登録してしまったのですが、修正はできますか。	誤登録してしまった場合は、県医務課医師確保対策室(027-226-2540)までご連絡ください。申請の差し戻し処理をさせていただきますので、正しい情報を入力し直してください。
申請	添付書類の口座情報が分かる書類について、ネット銀行のため通帳等が無いのですが、どうすればよいですか。	スマートフォン又はパソコンでネット銀行の口座情報画面を表示し、その画面のハードコピー(スクリーンショット)を取得してください。取得したデータを申請フォームに添付してください。
助成金の振込	申請から助成金の振込まではどれくらいかかりますか。	1月分の申請をまとめて処理する都合上、申請からお振り込みまで約2カ月かかります。